

保護者 各位

千葉経済大学附属高等学校
事務室 会計課

令和7年度 千葉県奨学のための給付金について(お知らせ)

千葉県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、千葉県在住の保護者へ授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に、「奨学のための給付金」を給付します(返済不要)。

つきましては、下記の支給要件をご確認いただき、対象となる世帯の方は高校ホームページから必要書類をダウンロードして必要事項を記入の上、9月4日(木)までに事務室会計課までご提出ください。

就学支援金(授業料減免)制度とは異なり、別途申請が必要となりますのでご注意ください。

保護者等が千葉県以外にお住まいの方は下記の高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧のページから申請先をご確認ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先(千葉県以外)

https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

I. 支給要件

就学支援金の支給対象者のうち、令和7年7月1日(認定基準日)現在、次の全ての要件に該当する高校生等の保護者等が対象となります。

- (1) 認定基準日(7月1日)に私立高等学校等に在学していること。
- (2) 保護者等が千葉県内に在住していること
- (3) 生活保護(生業扶助)受給世帯又は保護者等(父・母である場合は双方)の令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること。

注)家計が急変された世帯の方は裏面の『家計急変世帯の方へ』をご確認ください。

II. 支給額(生徒一人につき年額)

No.	支給区分	支給額(年額)
1	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等	52,600 円
2	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	152,000 円

III. 必要書類(支給区分によって提出書類が異なりますので、対象確認シートをご確認ください)

支給区分に応じてNo.1~6の書類を高校ホームページ※1からダウンロードしてください。

※1 高校トップページ→在校生の方へ→奨学金→☆奨学のための給付金のページ

申請書等の記入に当たっては、消えるボールペン、鉛筆、シャープペンシルを使用しないでください。

申請書等の修正に当たっては、修正テープ等は使用しないでください。

No.	必 要 書 類	支給区分 1	支給区分 2
		生活保護世帯	非課税世帯
1	奨学のための給付金申請書類一覧表	○	○
2	奨学のための給付金給付申請書(様式第1号)	○	○
3	委任状(様式第8号)	○	○
4	個人番号カード(写)等貼付台紙(マイナンバーを確認できる書類を貼付※2)もしくは令和7年度(令和6年度分)の住民税が非課税とわかる書類※3(保護者全員)と住民票(7月1日に千葉県内在住がわかる書類)		○
5	生活保護(生業扶助)受給世帯であることを証する書類	○	

※2 マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

※3 令和7年度 非課税(課税)証明書(令和6年の収入等)

IV. 申請方法

必要書類を高校ホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、角2サイズの封筒等に入れ、封をして事務室会計課までご提出ください。遠方の方は郵送にてご提出ください。なお、郵送の場合はレターパックや簡易書留等の配達記録が残るようにしてお送りください。

申請書類のダウンロードが難しい場合は事務室でお渡しします。

※事務室開室時間：平日 8:30～16:00（夏季休業期間 8 月 12 日（火）～8 月 14 日（木）を除く）

V. 提出期限・提出先・お問い合わせ先

提出締切日：令和7年9月4日（木） 16:00 まで

提出先：千葉経済大学附属高等学校

事務室会計課（受付時間：平日 8:30～16:00）

※夏季休業の 8 月 12 日（火）～8 月 14 日（木）を除く

お問い合わせ先：電話：043-251-7221（直通）

郵送先：〒263-8585

千葉県千葉市稲毛区轟町 4-3-30

千葉経済大学附属高等学校 事務室会計課

奨学のための給付金 担当 宛

☆家計急変世帯の方へ☆

通常給付は認定基準日現在に生活保護（生業扶助）受給世帯もしくは令和7年度の住民税の所得割が非課税である世帯が対象となります。この給付の対象にはならないものの、災害などを起因として家計急変により収入が非課税相当まで落ち込んでいる方は事務室会計課までご連絡ください。定年退職、自主退職等は対象外となります。通常給付と家計急変世帯への支援の両方の給付を受けることはできません。

A. 支給要件

認定基準日※4 現在、下記の（1）から（3）の全ての要件に該当する高校生等の保護者等が対象です。

※4 認定基準日…申請日の属する月の初日

（1）認定基準日（7 月 1 日）に私立高等学校等に在学していること。

（2）保護者等が千葉県内に在住していること

（3）家計急変後の保護者等（父・母である場合は双方）の収入が住民税非課税相当※5（道府県民税所得割及び市町村民税所得割額）であること。

※5 住民税非課税相当に該当するかどうかの確認は事務室会計課までご連絡ください。

B. 支給額（生徒一人につき年額）

No.	支給区分		支給額（年額）
1	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	非課税世帯	152,000 円

注）令和7年4月～6月までに家計急変があった場合は年額を、令和7年7月以降に家計急変があった場合については、年額に家計急変が発生した日の属する月の翌月から翌年3月までの月数を乗じ、12で除した額を給付額とする。

C. 必要書類

高校ホームページよりダウンロードしてください。

高校ホームページ トップページ→在校生の方へ→奨学金 ☆奨学のための給付金（家計急変）のページ

D. 提出期限・提出先・お問い合わせ先

提出期限：最終締切日：令和7年12月9日（火）16:00 まで ※随時受付いたします

※家計急変の申請期限となり、通常給付とは申請期限が異なりますのでご注意ください。

提出先：千葉経済大学附属高等学校 事務室会計課（受付時間：平日 8:30～16:00）

お問い合わせ先：電話：043-251-7221（直通）（夏季休業期間 8 月 12 日（火）～8 月 14 日（木）を除く）